

ゆうパックスマホ割サービス利用規約 新旧対照表

※下線箇所は改正部分

旧	新
第1条 総則 1 日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、「郵便局アプリ」（以下「アプリ」といいます。）又は当社所定のウェブサイトを使用して提供する「ゆうパックスマホ割サービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して、「郵便局アプリ利用規約」の個別規定として「ゆうパックスマホ割サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。本規約に定めのない事項については、郵便局アプリ利用規約に定めるところによります。 2 荷送人又は荷受人が、アプリ又は当社所定のウェブサイトを使用して本サービスの利用を開始した場合、当該荷送人又は荷受人（以下「利用者」といいます。）は本規約に同意したものとみなし、本規約が適用されるものとします。この場合、本規約は当社と荷送人との本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）の内容となるものとします。 3 当社は、本規約のほか、本サービスに関し、別途規定（アプリ又は当社所定のウェブサイト上で公表する本機能（次条第3項に定めます。）及び本サービスの利用方法を含みます。以下「本サービスの利用方法等」といいます。）を定める場合があります。この場合において、本サービスの利用方法等は本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める内容と本サービスの利用方法等に定める内容とが異なる場合には、別途当社が明示的に定める場合を除き、本サービスの利用方法等の内容が優先して適用されるものとします。 4 本規約で定めるものを除き、ゆうパック（以下「荷物」といいます。）の利用や本規約において使用する用語については、「ゆうパック約款」（当社が国土交通大臣等の認可を受けたゆうパック約款をいいます。以下同じとし	同左

ます。)の定めるところによります。 【郵便局アプリ利用規約 (https://www.post.japanpost.jp/apps/postofficeapp/kiyaku.html)】 【ゆうパック約款 (http://www.post.japanpost.jp/about/yakkan/)】 【当社所定のウェブサイト: ・ゆうパックスマホ割ウェブサイト (https://www.lp.jpapp.pf.japanpost.jp/service/sumahowari/) ・郵便局アプリウェブサイト (https://www.post.japanpost.jp/apps/postofficeapp/index.html) ・お客さまサポート (よくあるご質問) (https://faq-app.pf.japanpost.jp/hc/ja)】	
第2条 本サービスの主な内容 1 荷送人は、アプリ上で、宛名ラベル作成機能を使用して、荷物の配送に必要な事項を記載した書面（以下「宛名ラベル」といいます。）、第4条に定める送り状その他の書面を印字するための二次元コードを生成し、当社が指定する荷物の差出機能を有するロッカー（以下単に「差出ロッカー」といいます。）、郵便局その他の店舗等の施設（以下、併せて「差出拠点」といいます。）において、宛名ラベルを印字することができます。ただし、当社が別に指定する差出ロッカーにより差し出しを行う場合、荷送人はアプリ上で、差出ロッカーに荷物を格納するための二次元コードを生成するものとします。 2 利用者は、前項の二次元コードの生成のため、荷送人及び荷受人の氏名、	同左

住所及び電話番号、その他個別規定で定める所定の情報（以下「利用情報」といいます。）を、当社所定の方法により、当社に提供する必要があります。 3 アプリ上で宛名ラベル作成機能を使用し、差し出す荷物について、荷送人の選択により、荷受人の住所又は居所以外で当社が指定する受取拠点のうち、荷受人が指定した受取拠点で引渡しができます。荷受人は、当該アプリ上又は当社所定のウェブサイト上の受取拠点を指定するための機能（以下宛名ラベル作成機能と併せて「本機能」といいます。）を使用して当社所定のウェブサイトで定める方法により受取拠点を指定することができます。 4 本サービスを利用した荷物の差出しに当たっての運賃支払方法は、荷送人によるクレジットカード又はデビットカード（以下「クレジットカード等」といいます。）によるアプリ内での決済に限ります。詳細は、第9条に定めるところによります。 5 本サービスの対象は、重量ゆうパック、ゴルフゆうパック等を除くゆうパックのみとし、その他のゆうパック商品、セキュリティサービス等は対象となりません。対象とならない商品等の詳細については、当社所定のウェブサイトで定めます。	
第3条 荷物の差出し等 1 荷物の差出し等に関する次の各号の事項は、当社所定のウェブサイト及びアプリで定めるものとします。 （1）荷物の差出拠点 （2）宛名ラベル作成機能を利用した宛名ラベルの印字方法 （3）荷物の差出方法 2 差出ロッカーを使用して差し出される荷物の運送契約は、荷送人が当該荷物をロッカーに入庫した時（満室の場合は当社所定の対応をした時）に成立するものとします。	第3条 荷物の差出し等 1 荷物の差出し等に関する次の各号の事項は、当社所定のウェブサイト及びアプリで定めるものとします。 （1）荷物の差出拠点 （2）宛名ラベル作成機能を利用した宛名ラベルの印字方法 （3）荷物の差出方法 2 差出ロッカーを使用して差し出される荷物の運送契約は、荷送人が当該荷物をロッカーに入庫した時（満室の場合は当社所定の対応をした時）に成立するものとします。<u>なお、荷物の運賃及び割引の適用は第8条第5項に定めるところによります。</u>

第4条 送り状 当社は、荷送人が宛名ラベル作成機能を利用して荷物を差し出した際に、次の各号の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに書面又はアプリ上の表示による電子データで発行します。この場合において、第1号から第5号までは第2条第1項により利用者から提供された情報を表示し、第6号から第9号までは当社が表示するものとします。ただし、差出ロッカーを利用して本件荷物を差し出すときは、送り状は発行しないものとします。 (1) 荷送人の氏名又は名称、住所、電話番号及び郵便番号 (2) 荷受人の氏名又は名称並びに配達先、その電話番号及び郵便番号（電話番号は受取拠点を利用する場合は除きます。） (3) 荷送人があらかじめ指図する配達希望日及び配達希望時間帯（受取拠点を利用する場合は除きます。） (4) 荷物の品名 (5) 運送上の特段の注意事項 (6) ゆうパックの表示 (7) 荷物の容積又は重量の区分 (8) 荷物の差出日 (9) その他荷物の運送に関し必要な事項	同左
第5条 受取拠点の利用 本規約に規定している事項を除き、荷受人による受取拠点の利用については、当社が定める「受取拠点利用規約」の規定により、同規約が適用されるものとし、第1条第3項に定める個別規定に同規約を含むものとします。 【受取拠点利用規約 (https://www.post.japanpost.jp/service/hakopost/kiyaku/index.html) 】	同左
第6条 利用条件 1 利用者は、次の各号の条件を満たす必要があります。	同左

(1) 本サービスを利用するために必要な端末機器及びインターネット接続等の通信手段を有していること。 (2) アプリを利用する場合には、有効なゆう ID 及びパスワード（日本郵政株式会社が定める「ゆう ID 利用規約」（以下単に「ゆう ID 利用規約」といいます。）に規定するゆう ID 及びパスワードをいいます。以下同じとします。）を有していること。 【ゆう ID 利用規約（https://mypage.jp.id.jp/terms）】 (3) 荷受人が、受取拠点が利用可能な荷物について、郵便局アプリ以外で受取拠点を指定する場合には、荷受人がメールアドレスを有していること。 (4) 決済可能なクレジットカード等を有していること（荷受人として受取拠点の指定のみを利用する場合を除きます。）。	
第 7 条 利用の取消し等 1 「ゆう ID 利用規約」第 1 3 条及び第 1 4 条の定めるところにより、利用者について会員登録の抹消若しくは利用停止又は会員登録を削除された場合には、当該利用者が前条第 2 項の認証に使用していたゆう ID による本サービスの利用はできません。この場合において、当該 ID で認証の上本サービスを利用するに当たり、第 2 条第 1 項に基づき当社に提供した利用情報その他アプリの設定内容等はアプリに復元できません。 2 利用者が次の各号の一つにでも該当すると当社が判断した場合には、当社は事前に通知又は催告をすることなく、その利用を停止又は取り消すことができるものとします。 (1) アプリの使用に当たり、認証に使用するゆう ID に紐づく登録情報が事実と相違する場合 (2) 第 1 2 条の禁止事項その他本規約の規定に違反した場合 (3) 「ゆうパック約款」の規定に違反した場合 (4) アプリの使用に当たり、認証に使用しようとするゆう ID について会	同左

員登録を削除され、又は停止された経歴があった場合 (5) 前条第1項に掲げる条件を満たさなくなった場合 (6) クレジットカード等の不正な利用又はその履歴が確認された場合 (7) クレジットカード等の発行会社から与信不履行等の連絡があった場合 (8) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能集団等その他これらに準ずる者をいいます。）に該当することが判明した場合 (9) その他、本サービスの利用に関し不正又は著しく不誠実な行為があった場合 3 前項の規定により利用を停止し、又は取り消した場合に利用者に生じた直接又は間接の損害（特別損害も含みます。）、損失（コンピューターの故障やデータの損失も含み、かつ、これらに限りません。）、責任及び負担（以下「損害等」といいます。）について、当社は責任を負いません。 4 第2項の場合において、利用者は、当社に損害等が生じた場合は、当該損害等を賠償しなければならないものとします。	
第8条 運賃及び割引 1 本サービスを利用し差し出す荷物の運賃は、<u>荷物1個につき、ゆうパック約款に定めるゆうパック運賃から180円を減額した額とし、別添の運賃表のとおりとします。</u> 2 本サービスを利用し差し出す荷物に適用される運賃には、前項のほか、次の各号の割引に限り、併用して適用できるものとし、その他の「ゆうパック約款」に規定する運賃の割引は適用することはできません。 なお、割引後の運賃については別添の運賃表のとおりとします。 (1) 継続利用割引 荷送人が前月までの過去1年間で累計10個以上の荷物を差し出してい	第8条 運賃及び割引 1 本サービスを利用し差し出す荷物の運賃は、<u>別添の運賃表のとおりとします。なお、この運賃は、荷物1個につき、ゆうパック約款に定めるゆうパック運賃から180円を減額した額です。</u> 2 本サービスを利用し差し出す荷物に適用される運賃には、次の各号の割引に限り適用できるものとし、その他の「ゆうパック約款」に規定する運賃の割引は適用することはできません。 なお、割引後の運賃については別添の運賃表のとおりとします。 (1) 継続利用割引 荷送人が前月までの過去1年間で累計10個以上の荷物を差し出してい

ることを適用条件として、当月の１日から末日までに差し出す荷物に対して適用されます。 なお、この荷物の差出個数は毎月算定され、条件を満たしている場合は継続して適用されます。 (2) 郵便局受取割引 荷送人が選択して受取拠点への配送を利用した場合において、荷受人が受取拠点として郵便局での引渡しを指定したときに、当該荷物に対して適用されます。 3 <u>二次元コードの生成から、当社が差し出された荷物について所定の手続を行うまでの間に、ゆうパック約款に定めるゆうパック運賃又は前二項の割引額が変更となった場合については、変更後の運賃及び割引額が適用されます。</u>	ることを適用条件として、当月の１日から末日までに差し出す荷物に対して適用されます。 なお、この荷物の差出個数は毎月算定され、条件を満たしている場合は継続して適用されます。 (2) 郵便局受取割引 荷送人が選択して受取拠点への配送を利用した場合において、荷受人が受取拠点として郵便局での引渡しを指定したときに、当該荷物に対して適用されます。 3 <u>前二項の規定にかかわらず、当社は、期間を限定して当社が別に定める運賃（以下「期間限定運賃」といいます。）を適用することがあります。この場合において、当社は、あらかじめその期間（以下本条において「適用期間」といいます。）、期間限定運賃の運賃表及び注意事項について、当社所定のウェブサイトその他当社が定める方法により告知します。なお、期間限定運賃に、「ゆうパック約款」に規定する運賃の割引を適用することはできません。</u> 4 <u>当社は、法律の変更、運用上の事由、その他やむを得ない理由により、適用期間であっても期間限定運賃を変更又は当該運賃の適用を中止することがあります。</u> 5 <u>荷物の運賃及び割引の適用は、当社が差し出された荷物に対して所定の手続を行った時点で決定します。なお、二次元コードの生成から差し出された荷物について当社が所定の手続を行うまでの間に、第１項の運賃又は第２項の割引額が変更となった場合については変更後の運賃及び割引を、適用期間が開始又は終了となった場合については、それぞれ期間限定運賃又は第１項の運賃を適用します。</u>
第９条 運賃の支払方法等 １ 本サービスを利用した荷物の運賃の支払方法は、次の各号を前提とした荷送人によるクレジットカード等の決済によるものに限りま。この場合にお	同左

いて、利用可能なクレジットカード等は当社所定のウェブサイトで定めるものとします。

なお、損害賠償等による荷送人への運賃の払戻し方法については、クレジットカード等の決済の取消しにはよらず、別途、当社の指定する方法によります。

(1) 荷送人が本サービスにおいて利用できるクレジットカード等は、荷送人本人名義のものに限ります。なお、クレジットカード等による支払は、荷送人と当該クレジットカード等の発行会社間で別途契約した条件に従うものとします。

(2) 荷送人と当該クレジットカード等の発行会社の間で当社の責めによらない事由により紛争等が生じた場合は、当該当事者間で解決するものとし、当社に損害等を与えないものとします。

(3) 本サービスを利用した荷物の運賃は、荷送人とクレジットカード等の発行会社との契約条件に基づき、荷送人が当該クレジットカード等の発行会社に支払うものとし、当社は当該クレジットカード等の発行会社（又はそれらと契約関係にある決済代行会社）から代金の支払を受けるものとします。

2 荷物の差出前にアプリに表示される運賃は予定金額とし、荷物を差し出した翌日以降にアプリに表示される運賃を確定金額（決済金額）とします。また、荷物の差出時において、荷送人が荷物の差し出しを行った郵便局等から受領する帳票に記載された継続利用割引額も同様とします。

3 荷物の差出しがなかった場合には、荷送人には運賃の支払義務は生じません。

4 当社が特に必要と判断した場合、当社は第1項以外の支払方法で荷送人に運賃を請求することができ、別途、当社の指定する支払方法によって荷送人は運賃を支払うものとします。

5 荷物の差出後にアプリで確認できるクレジットカード等の決済内容に疑

義がある場合はアプリ内のホーム画面＞アカウント＞その他＞お問い合わせからご照会ください。 6 当社は、荷送人があらかじめ設定し利用するクレジットカード等の発行会社が提供する不正利用検知・防止を目的とした本人認証サービス（3Dセキュア）の認証のため、当該発行会社が定めるところにより、利用情報のうち氏名、電子メールアドレス及びインターネット利用環境に関する情報を当該発行会社へ提供します。なお、当該発行会社が日本国外にある場合、これらの情報は当該発行会社が所属する国に移転される場合があります。	
第10条 利用情報の取扱い 1 アプリの使用に当たり、認証に使用するゆうIDに紐づく登録情報（郵便局アプリ上で利用できる住所録に登録している情報を含みます。）に関する取扱いについては、「ゆうID利用規約」の定めるところによります。 2 利用者は、宛名ラベル作成機能により印字した宛名ラベルを用いて荷物を差し出した場合、当社が別に定める「ゆうパック出荷データ連携等規約」が適用されることに同意したものとみなします。なお、本規約に定める内容と当該規約に定める内容とが異なる場合には、当該規約に定める内容が優先して適用されるものとします。 【ゆうパック出荷データ連携等規約 https://www.post.japanpost.jp/service/e_assist/business/ys_kiyaku.pdf】	同左
第11条 利用情報の削除 1 当社は、宛名ラベル作成機能により印字した宛名ラベルで差し出された荷物に関する追跡サービス提供のため、宛名ラベルに関する利用情報を一定期間保持するものとし、期間経過後は当該情報を削除するものとします。 2 当社は、宛名ラベルに関する利用情報の取扱いについて、二次元コードを生成して宛名ラベルを印字しなかった場合及び宛名ラベル作成機能により	同左

印字した宛名ラベルにより荷物の差出しを行わなかった場合、前項の規定を準用します。 3 前二項のほか、当社は、本機能その他当社が提供する商品・サービスの運営及び保守管理上当社が必要と判断した場合には、利用者の事前の承諾なく利用情報を削除することができるものとします。 4 当社は、前三項の利用情報の削除により利用者に生ずる損害等については、一切の責任を負わないものとします。	
第12条 禁止事項 利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号の行為を行ってはいけません。 (1) 利用情報として、虚偽の内容を入力する行為 (2) クレジットカード等を不正使用して本サービスを利用する行為 (3) ゆうID及びパスワードを不正に使用する行為 (4) 本機能に含まれる当社又は第三者の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。以下同じとします。））その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為 (5) 本サービスを提供するシステム、サーバー等に不正にアクセスする行為 (6) 本サービスの管理、運営を妨害し又は妨害のおそれがある行為 (7) 本規約に違反する行為 (8) 公序良俗に反する行為若しくはその他法令に違反する行為又はそれらのおそれのある行為 (9) その他当社が不適切と判断する行為	同左
第13条 利用者の責任 1 利用者は、自己の責任により本サービスを利用するものとし、本サービス	同左

の利用と本サービスを利用してなされた行為及びその結果について一切の責任を負うものとします。 2 本機能において登録した氏名、郵便番号、住所及び利用情報は、当社に提供される情報であるとともに、利用者の端末機器に履歴として保存されるものとします。この場合において、利用者の端末機器に存する情報の管理については、利用者が責任を負うものとします。 3 利用者は、本サービスの利用に際し、当社に対して損害等を与えたときは、自己の責任と負担において当該損害等を賠償するものとします。 4 利用者は、本サービスを第三者に利用させ、又は本サービスを利用する権利を貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。	
第14条 免責事項等 1 利用者は、自己の責任と費用負担において本サービスを利用するものとし、本サービスの利用に関連して利用者に生じた損害等について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。 2 当社は、本サービスの中断、終了、内容の変更等を行うことができるものとし、これにより利用者に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。 3 本サービスにおいて採用する暗号化技術は、当社が妥当と判断する限りのものであり、当社は、その完全性、安全性等に関して保証をしないものとし、また、当該暗号化技術の利用に起因して利用者に生じた損害等について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。 4 アプリ上又は当社所定のウェブサイト上に掲載する受取拠点その他の情報（以下「掲載情報」といいます。）は、掲載時点における情報であり、当社は、掲載情報の正確性、確実性、有用性、最新性、合法性等について保証	同左

をするものではありません。また、当社は、利用者に事前に予告することなく掲載情報の追加・変更・削除等を行うことができるものとし、これにより利用者に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。 5 利用者は、本サービスの利用に関連して第三者に対して損害等を与えた場合又は第三者との間で争いが生じた場合、自己の責任と費用負担によって解決するものとし、当社はその責任を負わないものとします。 6 当社は次の各号の事項に関して、一切の責任及び義務を負わないものとし、第2号に掲げる事項により当社又は第三者に損害等が発生した場合については、利用者がその責めを負うものとします。 (1) 利用者が本サービスを利用するために必要なインターネット接続その他の通信手段に関連する事項、利用者によるそれらの誤操作等 (2) アプリの使用に当たり、認証に使用するゆうIDに紐づく登録情報その他利用者が当社に提供する利用情報の正確性 (3) インターネット、通信回線、通信機器、コンピューター等の損害又は瑕疵、その他、天災、地変、火災、戦争、内乱その他の不可抗力による本サービスの提供の遅延、中断、中止等 7 前各項の定めにかかわらず、運送契約成立後の荷物に関する損害等については、「ゆうパック約款」の規定によります。	
第15条 利用規約の変更 1 当社は、随時、本規約を変更できるものとします。 2 当社は、本規約を変更する場合には、その旨、変更後の本規約の内容及び変更適用日を、アプリ又は当社所定のウェブサイトへの提示その他当社が適当と認める方法により、事前に利用者に通知します。 3 本規約の変更適用日後も利用者が本サービスの利用を継続した場合には、本サービスの利用を継続した利用者は本規約の変更に合意したものとみなし、変更後の本規約が適用されるものとします。この場合、当社と荷送人と	同左

の間では変更後の本規約の内容が本契約の内容となるものとします。	
第16条 本サービスの停止 当社は、次の各号のいずれかの場合に、利用者に事前に予告することなく本サービスの全部又は一部を停止することができるものとし、これにより利用者に生じた損害等について、責任を負わないものとします。 (1) アプリ及び通信機器設備等にかかるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合その他本サービスの運営上必要がある場合 (2) 電気通信事業者の役務が提供されない場合 (3) 天災、停電、火災、機器の故障又は通信回線若しくはシステム障害等により本サービスを継続することが困難になった場合 (4) その他当社が必要と判断した場合	同左
附則 2018年9月25日 制定・実施 2019年10月1日 改正 2020年8月4日 改正 2022年3月29日 改正 2023年7月16日 改正 2023年10月1日 改正 2023年10月12日 改正 2023年10月16日 改正 2024年5月27日 改正 2025年2月10日 改定 2025年5月26日 改正 2025年7月1日 改正 2025年8月29日 改正	附則 2018年9月25日 制定・実施 2019年10月1日 改正 2020年8月4日 改正 2022年3月29日 改正 2023年7月16日 改正 2023年10月1日 改正 2023年10月12日 改正 2023年10月16日 改正 2024年5月27日 改正 2025年2月10日 改定 2025年5月26日 改正 2025年7月1日 改正 2025年8月29日 改正

	2026年2月24日 改正
--	---------------